

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	241,060	215,770	194,289	488,837	434,806
連結経常利益	百万円	33,789	34,221	34,729	74,177	61,020
連結中間純利益	百万円	63,353	71,868	51,923	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	113,987	112,639
連結純資産額	百万円	1,672,517	1,811,965	1,913,413	1,753,646	1,875,419
連結総資産額	百万円	15,641,998	14,809,453	14,017,983	15,326,171	14,471,618
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.75	13.39	14.98	12.49	13.93
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△96,186	△12,031	△30,781	△59,299	△32,804
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	80,514	15,484	29,787	26,834	18,307
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	—	—	△2,966	12,000	13,375
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	24,044	23,003	14,469	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	19,251	18,429
職員数	人	1,370	1,374	1,368	1,370	1,374

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	241,060	215,474	194,272	488,837	431,635
経常利益	百万円	33,790	34,318	34,945	74,176	59,707
中間純利益	百万円	63,354	71,865	52,145	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	113,986	112,550
資本金	百万円	1,182,286	1,194,286	1,215,461	1,194,286	1,215,461
純資産額	百万円	1,672,519	1,811,977	1,913,507	1,753,646	1,875,077
総資産額	百万円	15,641,999	14,805,765	14,013,749	15,326,174	14,465,803
貸出金残高	百万円	15,216,889	14,201,246	13,266,294	14,785,724	13,860,747
有価証券残高	百万円	358,997	400,451	339,389	426,981	391,172
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.75	13.39	14.96	12.49	13.90
職員数	人	1,370	1,362	1,357	1,370	1,362

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間における当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容の重要な変更点は次の通りです。

○平成18年度投融資計画について

当行は、平成18年度予算案（平成17年12月24日閣議決定）を受け、以下の通り、平成18年度投融資計画をとりまとめました。

平成18年度投融資計画

Ⅰ．投融資規模・資金計画

平成18年度投融資計画は、国の経済財政政策の方針を踏まえ、民間金融機関と緊密に連携しつつ、地域、インフラ、環境、防災、技術等の重点分野において資金供給を行うことを基本スタンスといたしました。主な特徴は以下の通りです。

1．投融資規模の抑制

引き続き民業補完に努めるとの観点から、投融資規模は17年度当初計画比▲5.0%の1兆1,100億円とします（平成12年度＜通期ベース初年度＞当初計画比半減）。

（参考）18年度投融資計画額と近年の当初計画額との比較

（単位：億円）

年度	当初計画額			年度末貸付残高	
		指 数	12年比増減額		前年比増減額
平成12	22,300	100	—	177,865	—
13	16,000	72	▲ 6,300	168,040	▲ 9,825
14	12,000	54	▲ 10,300	157,900	▲ 10,140
15	11,780	53	▲ 10,520	148,409	▲ 9,491
16	11,780	53	▲ 10,520	139,656	▲ 8,753
17	11,680	52	▲ 10,620		
18	11,100	50	▲ 11,200		

2．本行資金調達の円滑な市場化

財政投融資（財政融資資金借入金及び政府保証債）については、17年度当初計画比▲11%の7,544億円とします。また、「政策金融改革の基本方針」等を踏まえ、市場からの調達可能性にも配慮しつつ、債券調達（政府保証債及び財投機関債）の割合を引き上げます。なお、財投機関債については、17年度計画と同額の2,400億円を予定しております。

（参考）財政投融資及び債券発行額の推移（当初計画額）

（単位：億円）

年度	財政投融資		財投機関債	債券発行額
		うち政府保証債		
平成12	*19,971	*3,900	—	3,900
13	14,450	2,900	1,000	3,900
14	9,100	2,330	2,000	4,330
15	9,050	2,900	2,400	5,300
16	8,750	2,500	2,400	4,900
17	8,480	2,500	2,400	4,900
18	7,544	3,800	2,400	6,200

* 平成12年度の財政投融資については、政府保証外債（1,900億円）を含んでいない。

Ⅱ．平成18年度投融資計画の特徴

民間金融機関との緊密な連携の下、地域、環境・生活、技術の当行重点3分野における活動に注力しつつ、防災、アスベスト問題など緊要性の高い分野にも的確に対応してまいります。その際、当行の特色である公平中立性、専門的ノウハウ、ネットワーク、長期性資金、リスクマネーの供給力等を十分活用するとともに、新たな金融手法や経済価値の創造・普及を通じて金融市場の活性化にも貢献してまいります。

<重点項目（◆は主な要求制度名で【 】内は要求内容）>

1．喫緊の課題への対応：防災・減災対策・安全対策の推進

中央防災会議における企業の防災対策評価指標に準拠した防災格付融資を創設し、企業の防災対策を支援するほか、地震災害時発動型ファイナンス等のリスクファイナンス手法を創造します。また、アスベスト問題に対して、建物等の補修・解体工事や工場におけるアスベスト代替品への転換など総合的に対応します。

- ◆ 防災対応促進事業【制度創設】
- ◆ 危機管理対応金融普及促進【制度創設】
- ◆ アスベスト対策事業【制度創設】（17年度補正予算成立後直ちに制度発足予定）

2．地域再生、環境問題の解決、技術・新産業創造に向けた対応

(1) 地域再生：地域の自立・活性化への貢献

PFI、PPPについて引き続き積極的に取り組むとともに、地域再生計画に基づく事業等を強化し、自立的な活力ある地域づくりに貢献します。

- ◆ 民間資金活用型社会資本整備事業【制度拡充】
- ◆ 公営事業民間化等促進事業【制度継続等】
- ◆ 地域再生計画に基づく事業【金利優遇】

(2) 環境問題の解決：京都議定書の目標達成に向けた取り組みの強化等

京都議定書目標達成計画が策定されたことを踏まえて“面・ネットワーク対策”としての省CO₂対策等に取り組むほか、家庭部門の新エネ対策を促進するための資金供給を行います。また、使用済核燃料中間貯蔵施設に対しても資金供給を行い、核燃料サイクルの推進に貢献します。

- ◆ 京都議定書目標達成計画促進事業（面・ネットワーク対策）【制度拡充】
- ◆ 新エネルギー・自然エネルギー開発【制度拡充（住宅用太陽光発電の普及促進他）】
- ◆ 使用済核燃料再処理【制度拡充】

(3) 技術・新産業創造の推進等

第3期科学技術基本計画で定められる重点分野等における新技術の開発を推進するとともに、新産業創造戦略に基づく新産業の創出、活性化への取り組みも引き続き強化します。また、知的財産を有効活用し、知的財産の開発及び利用事業の促進を図ります。

- ◆ 新技術開発事業【金利優遇】
- ◆ 新産業創出・活性化【制度継続】
- ◆ 知的財産有効活用支援事業【制度継続】

3．新金融手法の積極的な活用

金融機関や事業会社等が行う証券化、流動化事業等を通じて、金融・資本市場の活性化を促進するとともに、プロジェクトファイナンス案件にかかるウェアハウジング機能を導入し、金融アレンジメント力を強化します。

上記以外にも新金融手法の開発や新たな市場価値の創造に努め、良質なプロジェクトの実現や金

融市場の活性化に貢献するとともに、エクイティ関連業務を強化することにより、リスクに向き合う金融、付加価値のある金融を実践してまいります。

- ◆ 金融・資本市場活性化【制度拡充】
- ◆ 金融アレンジメント円滑化【制度創設】
- ◆ 防災対応促進事業【制度創設】（再掲）
- ◆ 危機管理対応金融普及促進【制度創設】（再掲）
- ◆ 民間資金活用型社会資本整備事業【制度拡充】（再掲）
- ◆ 公営事業民間化等促進事業【制度継続等】（再掲）

○財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

政策コスト分析は財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額を割引現在価値に引き直して試算したもので、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、平成 11 年度より取り組まれております。平成 17 年度の分析結果は財政投融资分科会での審議を経て、財務省より平成 17 年 7 月 28 日に公表されました。

当行の政策コスト分析では、平成 17 年度の投融资計画に基づいて投融资を実行したのち、平成 18 年度以降は新規投融资を行わないという前提で、すべての貸付金が回収される平成 42 年度までの 26 年間が分析期間となっており、貸付金償却率及び繰上償還率等に一定の仮定を置いて、国庫納付金額等を試算し、平成 42 年度の分析期間終了時点で資本金及び準備金を国に全額返済する前提で、現在価値にして 1,359 億円の政策コストが将来にわたり発生するという試算になっています（下表参照）。

なお、当行が収支相償原則に基づいて運営され、毎事業年度において直接的な収支差補給金を受けていないにもかかわらず、プラスの政策コストとなっているのは出資金及び法定準備金の機会費用がコストとして計算されていることによるものです。

また、平成 17 年度分析の政策コストは平成 16 年度分析の政策コスト（1,069 億円）より 290 億円増加していますが、これは試算の共通前提である割引金利の変更等により国からの出資金等の機会費用分が増加した影響等によるものです。

（単位：億円）

区 分	16年度分析	17年度分析	増減
1. 国からの補給金等	48	41	△7
2. 国からの出資金等の機会費用分	7,472	8,625	1,153
1～2 小計	7,520	8,666	1,146
3. 国への資金移転	△6,451	△7,307	△856
1～3 合計＝政策コスト	1,069	1,359	290
分析期間（年）	26	26	—

○特殊法人等改革に関する経緯の詳細

平成17年10月より経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が本格的に開始され、平成17年11月29日に「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられました。そのうち、当行に関する内容は以下の通りです。

政策金融改革の基本方針（抜粋）

平成14年12月13日に経済財政諮問会議が取りまとめた「政策金融改革について」を踏まえ、以下の基本方針に従って、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

1. 基本原則

（1）政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ①中小零細企業・個人の資金調達支援
- ②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）

（2）「小さくて効率的な政府」実現に向け政策金融を半減

- ①貸出残高対GDP比半減を20年度中に実現
- ②新たな財政負担を行わない
- ③市場化テスト、評価・監視機関設置により再編後も継続的縮小努力
- ④民営化する機関は完全民営化を目指す

（3）民間金融機関も活用した危機（災害・テロ・金融危機）対応体制を整備

（4）効率的な政策金融機関経営を追求

- ①部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ②政策金融機関トップマネジメントへの天下り廃止を速やかに実現
- ③統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

2. 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、（イ）政策金融から撤退するもの、（ロ）政策金融として必要であり残すもの、（ハ）当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

（1）日本政策投資銀行分野

- ①大企業、中堅企業向け融資であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、民間市場からの貸付のみならず、社債や株式等様々な形態で資金の取り入れが可能であり、政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退する。（イ）

（2）以下省略

3. 新組織のあり方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態については、以下のとおりとする。

（1）政策金融から撤退するもの

- ①現行日本政策投資銀行
 - ・新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。
 - ・自立のために最低限の移行措置を講じる。
- ②以下省略

4. 新組織移行への工程、関連法案の提出等

- （1）今後の政策金融改革を内閣主導で行うため、内閣に政策金融改革推進本部（仮称）（本部長：内閣総理大臣、副本部長：行政改革担当大臣等）を設置する。

- (2) 本基本方針に沿って、政府は早急に政策金融改革関連法案作成作業を開始することとし、さらに詳細な制度設計に取り組み、今年度中に本部で成案を得るとともに、同関連法案の国会提出時期についての結論を得る。
- (3) なお、上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。
- (4) 同本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房行政改革推進事務局が行う。このため、同事務局の体制を整備する。

5. その他留意事項

- ①組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。
- ②政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。
- ③以下省略

また、政府・与党は、平成17年11月29日に上述「政策金融改革の基本方針」に加え、下記内容について合意しております。

政策金融改革について

政府・与党は、「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議決定）に加え、以下の4項目を合意する。

1. 統合された政策金融機関については、現機関のノウハウなども活かしつつ、借り手側の視点に立った効率的な組織形態となるように努めるべきである。具体的には、「中小零細、個人等の国内金融」と「国際金融」は、自ずとその性格が違うことから、それぞれ政策金融としての明確な旗印を立てるとともに、専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用・強化に取り組むことが重要である。
2. 沖縄振興開発金融公庫については、現行沖縄振興計画の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。
3. 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、おおむね5～7年を目途とする。また、公営企業金融公庫については、必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。
4. 危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疫病等）発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手続き・基準を設定するとともに、総理主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を早急に行う。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社における従業員数

	平成17年度中
職員数（人）	1,368

（注）役員は職員数には含めておりません。

（2）当行の従業員数

	平成17年度中
職員数（人）	1,357

（注）役員は職員数には含めておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

<当中間連結会計期間>

（金融経済環境）

当中間連結会計期間の日本経済におきましては、景気は春先から夏場にかけて踊り場の状況が続きましたが、夏場以降は内需中心に景気の底堅さが増すとともに輸出も再び増加に転じました。

個人消費は、所得・雇用環境が改善基調にあるなか、概ね堅調に推移しました。設備投資は、企業収益の改善等を背景に、増加が続きました。住宅投資は、持ち直しの動きがみられました。公共投資は、基調として減少傾向が続きました。輸入は、増加基調が継続しました。純輸出の黒字幅は、再び拡大に転じました。こうした動きを背景に、生産は横ばい傾向、第3次産業活動は緩やかな増加傾向で推移しました。在庫は、素材型産業の一部で在庫積み上がりの動きがあることから、全体では在庫積み上がり局面で推移しました。

金融面をみると、民間銀行貸出残高の前年比減少幅は、縮小傾向で推移しました。株価は、景気回復期待等を背景に、上昇基調で推移しました。短期金利は、日銀の超低金利政策を背景に、ゼロ近傍で推移しました。長期金利は、景況感の改善を背景に、夏場以降緩やかな上昇傾向で推移しました。為替レートは、内外金利差を背景としたドル資産購入等から、円安基調で推移しました。

（経営方針）

上記のような状況のなかであって、当行におきましては中期政策方針に基づき投融資指針で定めた、地域再生支援（地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備）、環境対策・生活基盤（環境・エネルギー・防災・福祉対策）、技術・経済活力創造（先端技術・経済活性化、経済社会基盤整備）、社会資本整備促進に対して投融資が行われました。

（業績）

当中間連結会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前連結会計年度末比 4,536 億円減少し 14 兆 179 億円となりました。このうち貸出金は 5,944 億円減少し 13 兆 2,662 億円、有価証券は 522 億円減少し 3,425 億円となりました。負債の部につきましては、前連結会計年度末比 4,913 億円減少し 12 兆 1,003 億円となりました。このうち、債券は 2,362 億円増加し 2 兆 2,310 億円、借入金 は 7,200 億円減少し 9 兆 4,947 億円となりました。また、資本の部につきましては、前連結会計年度末比 379 億円増加し 1 兆 9,134 億円となりました。なお、連結自己資本比率（国際統一基準）は 14.98%となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比 214 億円減少し 1,942 億円となる一方、経常費用が 219 億円減少し 1,595 億円となったため、経常利益は、前中間連結会計期間比 5 億円増加し 347 億円となりました。これに、特別損益等を加味した結果、中間純利益は、前中間連結会計期間比 199 億円減少し 519 億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、買現先勘定の純増等により、前中間連結会計期間比 187 億円支出が増加し 307 億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得の減少等により、前中間連結会計期間比 143 億円収入が増加し 297 億円の収入となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付による支払い等により、前中間連結会計期間比 29 億円支出が増加し 29 億円の支出となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比 85 億円減少し 144 億円となりました。

(1) 収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は50億円減少し504億円、役務取引等収支は4億円増加し11億円、その他業務収支は1億円減少し△14億円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	55,440
	当中間連結会計期間	50,402
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	213,861
	当中間連結会計期間	186,900
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	158,421
	当中間連結会計期間	136,498
役務取引等収支	前中間連結会計期間	618
	当中間連結会計期間	1,111
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	647
	当中間連結会計期間	1,130
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	28
	当中間連結会計期間	19
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,352
	当中間連結会計期間	△1,462
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3
	当中間連結会計期間	2
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,355
	当中間連結会計期間	1,465

(2) 資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定は、平均残高が貸出金を中心に9,245億円減少し14兆2,686億円、利回りが0.20%低下し2.62%となりました。一方、資金調達勘定は、平均残高が9,218億円減少し12兆1,087億円、利回りが0.18%低下し2.25%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	15,193,141	213,861	2.82
	当中間連結会計期間	14,268,639	186,900	2.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	14,496,408	212,990	2.94
	当中間連結会計期間	13,543,353	185,967	2.74
うち有価証券	前中間連結会計期間	640,274	870	0.27
	当中間連結会計期間	526,807	932	0.35
うち預け金	前中間連結会計期間	56,459	0	0.00
	当中間連結会計期間	198,473	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	13,030,619	158,421	2.43
	当中間連結会計期間	12,108,738	136,498	2.25
うち債券	前中間連結会計期間	1,878,172	15,781	1.68
	当中間連結会計期間	2,110,591	15,071	1.42
うち借入金	前中間連結会計期間	11,150,017	135,998	2.44
	当中間連結会計期間	9,995,910	112,381	2.24

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、期首・期末の平均残高を利用しております。
2. 有価証券には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。
3. 買現先勘定は有価証券に含まれております。

(3) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成16年9月30日		平成17年9月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
製造業	2,477,674	17.4	2,446,024	18.4
農・林・漁業	2,125	0.0	1,873	0.0
鉱業	21,608	0.1	21,871	0.1
建設業	26,810	0.1	22,973	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	3,384,205	23.8	3,042,565	22.9
運輸・通信業	5,050,734	35.5	4,762,733	35.9
卸売・小売業	637,329	4.4	536,295	4.0
金融・保険業	216,647	1.5	183,510	1.3
不動産業	1,490,081	10.4	1,396,027	10.5
サービス業	892,592	6.2	850,671	6.4
地方公共団体	1,436	0.0	1,748	0.0
合計	14,201,246	100.0	13,266,294	100.0

(4) 有価証券の状況

有価証券残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	156,639
	当中間連結会計期間	121,760
地方債	前中間連結会計期間	—
	当中間連結会計期間	—
社債	前中間連結会計期間	65,397
	当中間連結会計期間	42,523
株式	前中間連結会計期間	173,575
	当中間連結会計期間	130,193
その他の証券	前中間連結会計期間	150
	当中間連結会計期間	48,098
合計	前中間連結会計期間	395,762
	当中間連結会計期間	342,576

（注）「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	54,701	50,278	△4,423
経費 (除く臨時処理分)	△13,281	△13,029	252
人件費	△8,644	△8,405	239
物件費	△3,907	△3,935	△28
税金	△729	△688	41
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	41,419	37,249	△4,170
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	41,419	37,249	△4,170
うち債券関係損益	—	—	—
臨時損益	△7,101	△2,304	4,797
株式関係損益	△4,189	△975	3,214
不良債権処理損失	△3,289	△4,052	△763
貸出金償却	△2,772	△4,052	△1,280
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	△517	—	517
その他臨時損益	378	2,724	2,346
経常利益	34,318	34,945	627
特別損益	37,547	17,200	△20,347
うち償却債権取立益	1,138	3,600	2,462
うち貸倒引当金戻入益	36,427	13,938	△22,489
中間純利益	71,865	52,145	△19,720

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益 (＋国債等債券償還益)－国債等債券売却損 (－国債等債券償還損)－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益＋株式等償還益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

2. 利鞘（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.80	2.62	△0.18
(イ) 貸出金利回	2.92	2.74	△0.18
(ロ) 有価証券利回	0.29	0.34	0.05
(2) 資金調達原価 ②	2.65	2.48	△0.17
(イ) 預金等利回	—	—	—
(ロ) 外部負債利回	2.43	2.25	△0.18
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.15	0.13	△0.02

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	4.63	3.92	△0.71
業務純益ベース	4.63	3.92	△0.71
中間純利益ベース	8.04	5.49	△2.55

4. 貸出金の状況（単体）

貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
貸出金（末残）	14,201,246	13,266,294	△934,952
貸出金（平残）	14,496,407	13,543,353	△953,054

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
保 証	43	76,101	54	103,075

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を採用しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	1,194,286	1,215,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	—	—
	利益剰余金	612,272	694,330
	連結子会社の少数株主持分	—	4,229
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
	計（A）	1,806,558	1,914,021
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	2,433	1,662
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	186,160	137,195
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	188,593	138,858
	うち自己資本への算入額（B）	188,593	138,858
控除項目	控除項目(注4)（C）	—	—
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	1,995,152	2,052,879
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	14,296,572	13,297,876
	オフ・バランス取引項目	596,275	398,275
	計（E）	14,892,848	13,696,152
連結自己資本比率（国際統一基準）＝D／E×100（％）		13.39	14.98

(注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成16年 9 月30日	平成17年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	1,194,286	1,215,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式払込金	—	—
	準備金	1,027,021	1,068,918
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	任意積立金	—	—
	中間未処理損失	△414,751	△374,455
	その他	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	計（A）	1,806,555	1,909,924
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	2,439	1,612
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	186,136	137,195
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	188,576	138,807
	うち自己資本への算入額（B）	188,576	138,807
控除項目	控除項目(注4)（C）	—	—
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	1,995,132	2,048,731
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	14,294,716	13,294,659
	オフ・バランス取引項目	596,235	398,265
	計（E）	14,890,952	13,692,925
単体自己資本比率（国際統一基準）＝D／E×100（％）		13.39	14.96

- （注） 1． 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2． 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
- 3． 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 4． 告示第17条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

（資産の査定）

（参考）

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部及び信用リスク管理部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM委員会に報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成 9 年 4 月 15 日、改平成 11 年 4 月 30 日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

（注）当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

○ リスク管理債権の状況（単体）

資産の査定は、「銀行法」に基づき、当行の貸借対照表の貸出金について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破綻先債権

破綻先債権とは、資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金をいう。

2 延滞債権

延滞債権とは、資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金をいう。

3 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいう。

4 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しないものをいう。

リスク管理債権は、前中間会計期間末比 1,574 億円減少して 3,027 億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が 203 億円、延滞債権額が 1,762 億円、3ヶ月以上延滞債権額は無く、貸出条件緩和債権額が 1,062 億円となっております。

（単位：億円）

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
破綻先債権額	179	203	23
延滞債権額	2,427	1,762	△665
3ヶ月以上延滞債権額	2	—	△2
貸出条件緩和債権額	1,991	1,062	△929
合計	4,601	3,027	△1,574

リスク管理債権の業種別構成

(単位：億円)

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
製造業	228	107	△120
農・林・漁業	0	0	0
鉱業	12	8	△4
建設業	8	—	△8
電気・ガス・熱供給・水道業	7	5	△1
運輸・通信業	397	344	△53
卸売・小売業	638	305	△333
金融・保険業	—	—	—
不動産業	2,501	1,484	△1,016
サービス業	807	770	△37
地方公共団体	—	—	—
合計	4,601	3,027	△1,574

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：億円)

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
破綻先債権	5	130	124
延滞債権	1,397	943	△453
3ヶ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	1,143	615	△528
合計 (a)	2,546	1,688	△857

(注) 第三セクターとは、地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)をいう。

第三セクターに対する貸出金残高 (末残) (b)	15,527	14,288	△1,238
-----------------------------	--------	--------	--------

(単位：%)

貸出金残高比率 = (a) ÷ (b)	16.4	11.8	△4.5
---------------------	------	------	------

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く）として整理しております）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への前中間会計期間末の貸出金残高は 1 兆 5,527 億円（うちリスク管理債権は 2,546 億円、比率は 16.4%、なお当行全体のリスク管理債権比率は 3.2%）、当中間会計期間末の貸出金残高は 1 兆 4,288 億円（うちリスク管理債権は 1,688 億円、比率 11.8%、なお当行全体のリスク管理債権比率は 2.3%）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。当行といたしましては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めております。

○ 金融再生法開示債権の状況（単体）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）第 6 条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれに準ずる債権

破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

金融再生法開示債権は、前中間会計期間末比 9,146 億円減少して 13 兆 4,258 億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が 252 億円、危険債権が 1,713 億円及び要管理債権が 1,062 億円となっております。

（単位：億円）

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる 債権	259	252	△7
危険債権	2,349	1,713	△635
要管理債権	1,994	1,062	△932
合計	4,603	3,028	△1,574
正常債権	138,801	131,229	△7,571
総計	143,404	134,258	△9,146

日本政策投資銀行：資産自己査定、債権保全状況（平成17年9月中間期）（単体）

（単位：億円）

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	（Ⅳ分類）	貸倒引当金	（参考）引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 252	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 252	全額担保・保証・引当金によりカバー 252 うち引当金 5	引当率 100% 引当金は非分類に計上	（部分直接償却） 1,183	1,088	100%	破綻先債権 203
破綻懸念先 1,713	危険債権 1,713	うち担保・保証・引当金によりカバー 1,594 うち引当金 1,082	引当率 90.1% 引当金は非分類に計上	（部分直接償却） 2		93.1%	延滞債権 1,762
要管理先債権 1,181	要管理債権 1,062	うち担保・保証によりカバー 637	信用部分に対する引当率 68.1%	（部分直接償却） 17	1,371	87.2%	3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 1,062
	正常債権 131,229					債権残高に対する引当率 9.0%	
要注意先 7,930						債権残高に対する引当率 0.3%	
正常先 123,180							
債権残高合計 134,258	開示債権合計 134,258				貸倒引当金合計 2,460	債権残高に対する引当率 1.8%	リスク管理債権 3,027

（注） 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 要管理先債権及び破綻懸念先のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

○ 与信関係費用（単体）

当中間会計期間の与信関係費用は、業況改善等による格上げ及び対象残高の減少により一般貸倒引当金が120億円の取崩となったことを主因として、全体では134億円の利益計上となりました。

（単位：億円）

	前中間会計期間 （A）	当中間会計期間 （B）	増減 （B）－（A）
個別貸倒引当金繰入額	45	△18	△63
貸出金償却	27	40	13
その他	△5	△36	△31
小計	67	△14	△81
一般貸倒引当金繰入額	△410	△120	290
与信関係費用総額	△343	△134	209

2【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行は「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議決定）及び「政策金融改革について」（平成17年11月29日政府・与党合意）*において、機能及び組織を一体として維持しつつ、民営化されることが決定されました。

当行はこの決定を真摯に受け止め、当行に期待されている役割・機能を適時、適切に果たしていくことにより、改革に全面的に協力して参る所存です。

今後は、政府による政策金融改革関連法案作成及び詳細な制度設計を踏まえつつ、経営計画・ビジネスモデルを策定することが、最重要かつ喫緊の課題と認識します。

*「第1【法人の概況】2【事業の内容】○特殊法人等改革に関する経緯の詳細」参照

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【法人の状況】

1 【資本金の状況】

年月日	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日	—	1,215,461

2 【役員の状況】

前事業年度の債券報告書の公表日以後、当半期債券報告書の公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴	就任年月日
理 事	大 井 篤 (昭和24年1月14日生)	昭和48年4月 通商産業省入省 平成14年7月 防衛庁防衛参事官 平成17年8月 当行理事（現職）	平成17年8月22日
理 事	堀 内 昭 義 (昭和18年9月16日生)	昭和61年1月 東京大学教授 平成11年10月 同大学院経済学研究科科長 (経済学部長) 14年5月 中央大学総合政策学部教授 (現職) 17年10月 当行理事（現職）	平成17年10月1日

(2) 退任役員

役 職	氏 名 (生年月日)	退任年月日
理 事	及川 耕造 (昭和20年10月17日生)	平成17年8月4日
理 事	貝塚 啓明 (昭和9年2月16日生)	平成17年9月30日
理 事	北村 歳治 (昭和18年10月17日生)	平成17年9月30日

(3) 役職の異動

該当ありません。